

大津市男女共同参画推進条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市男女共同参画推進条例

全ての人々が、一人一人を大切にし、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会を実現することは、私たちの願いである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ着実に進められ、平成11年には男女共同参画社会基本法が施行された。

本市においては、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画推進計画を策定し、施策を積極的に推進してきた。また、平成10年に市議会において「ひとが輝く男女共同参画都市宣言」が決議され、平成15年には「日本女性会議2003おおつ」が開催されるなど、男女共同参画に関する気運が醸成されてきた。しかしながら、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等に見られるように、社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を構築していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、一層求められている。

これらを踏まえ、豊かな歴史と文化を継承しつつ時代に応じ発展を遂げてきた古都大津において、男女共同参画社会を実現することを目指し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役

割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女が互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は事業者の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立することができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民等、事業者、国、滋賀県、関係機関等と協力し、及び連携を図るものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよ

う努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する性別の違いを背景とした人権侵害を是認し、又は助長させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(推進計画)

第9条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第18条に定める審議会の意見を聞くものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 市は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、体制の整備を図るものとする。

(広報啓発)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発活動を行うものとする。

(活動に対する支援)

第13条 市は、市民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければ

ならない。

(調査研究等)

第15条 市は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な調査研究及び情報収集に努めるものとする。

(相談への対応)

第16条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに關し、市民等及び事業者から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情の申出に対する措置)

第17条 市長は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に關し、市民等又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条に定める審議会の意見を聞くことができる。

(男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画の推進に關し必要な事項を調査審議するため、大津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に關すること。
- (2) 市民等及び事業者から申出のあった苦情に係る措置に關すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に關し市長が必要と認めること。

3 審議会は、男女共同参画の推進に關する事項に關し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が行う委員の公募に応募した市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適當と認める者

6 前項第2号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱することができる。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の規定は、規則で定める日から施行する。

大津市暴力団排除条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　片　　信

大津市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、市民等に多大な悪影響を与えていたる状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民が安全に、安心して暮らせる社会を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民等　市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在であるという社会全体の認識の下に、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民等及び警察機関その他関係機関並びに法第32条の2第1項の規

定により都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）としての指定を受けた者その他関係団体による相互の連携協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。

3 市民等は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、建設工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利すこととならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援）

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、広報及び啓発を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察機関と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

（市の公の施設の使用における措置）

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場

合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 市は、その設置する小学校及び中学校において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市は、市民等及び警察機関その他関係機関並びに都道府県センターとしての指定を受けた者その他関係団体と連携し、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、又は暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正)

2 大津市伊香立環境交流館条例（平成5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正)

3 大津市子育て総合支援センター条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市市民活動センター条例の一部改正)

4 大津市市民活動センター条例(平成17年条例第91号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市地域福祉文化交流センター条例の一部改正)

5 大津市地域福祉文化交流センター条例(平成9年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(大津市木戸コミュニティセンター条例の一部改正)

6 大津市木戸コミュニティセンター条例(平成17年条例第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正)

7 大津市滋賀里コミュニティセンター条例(平成14年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正)

8 大津市ふれあいプラザ条例(平成9年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市男女共同参画センター条例の一部改正)

9 大津市男女共同参画センター条例(平成17年条例第93号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市民会館条例の一部改正)

10 大津市民会館条例(昭和49年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正)

11 大津市スカイプラザ浜大津条例(平成10年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正)

1 3 大津市伝統芸能会館条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正)

1 4 大津市仰木太鼓会館条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市葬祭センター条例の一部改正)

1 5 大津市葬祭センター条例（平成19年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市仰木ふれあい広場条例の一部改正)

1 6 大津市仰木ふれあい広場条例（平成15年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正)

1 7 大津市勤労福祉センター条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正)

1 8 大津市温泉保養交流施設条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市街並み博物館条例の一部改正)

1 9 大津市街並み博物館条例（平成2年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市都市公園条例の一部改正)

2 0 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正)

2 1 大津市旧大津公会堂条例（平成21年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市サイクリングターミナル条例の一部改正)

2 2 大津市サイクリングターミナル条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正す

る。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 3 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(大津市生涯学習センタ一条例の一部改正)

2 4 大津市生涯学習センタ一条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市北部地域文化センタ一条例の一部改正)

2 5 大津市北部地域文化センタ一条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市和邇文化センタ一条例の一部改正)

2 6 大津市和邇文化センタ一条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市民体育館条例の一部改正)

2 7 大津市民体育館条例（昭和54年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市市民運動広場条例の一部改正)

2 8 大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(大津市斎場条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 9 大津市斎場条例の一部を改正する条例（平成23年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の次に1項を加える改正規定を次のように改める。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬炉等の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 火葬炉等の施設、設備又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) その他斎場の管理上支障があると認められるとき。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片 信

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 職員等の公正な職務の執行の確保に関する基本原則（第3条—第7条）

第3章 要望等への対応（第8条—第13条）

第4章 公益目的通報（第14条—第22条）

第5章 外部監察員（第23条—第25条）

第6章 庁内体制の整備（第26条—第28条）

第7章 雜則（第29条—第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員等の法令等の遵守に関する基本的事項並びに要望等及び公益目的通報に対する措置等について必要な事項を定めることにより、市政の透明化と法治行政の確立を推進するとともに、職員等の公正な職務の執行の確保を図り、もって市民全体の公益を保護し、市民の市政に対する信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに本市の条例及び規則（規程を含む。）をいう。
- (2) 要望等 職員等以外の者が職員等に対して行う当該職員等の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員等の作為又は不作為を求める一切の行為（職員等が職務でなく他の職員等に対して行うものを含む。）をいう。
- (3) 不当要求行為 要望等のうち、次に掲げるものをいう。
- ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為
- (ア) 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。
- (イ) 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
- (ウ) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。
- (エ) 執行すべき職務を行わないこと。
- イ 本市が当事者となる契約において、本市以外の契約の当事者に不当な利益が生ずるよう契約の対価又は条件を操作することを求める行為
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、法令等に違反することを行うことを求める行為
- エ 職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為
- オ 暴力、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段を伴う行為
- (4) 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防局長及び議会事務局長をいう。
- (5) 職員 執行機関等を補助する職員をいう。
- (6) 職員等 執行機関等の地位にある者及び職員をいう。
- (7) 公職者 次に掲げる者及びその秘書をいう。
- ア 国會議員及び地方公共団体の議会の議員
- イ 他の地方公共団体の長
- (8) 公益目的通報 職員等について次に掲げる事実（通報する者が受けた処分その他の措置に係るものその他専ら通報する者又は特定のものの私的利益に係るものと除く。）が生じ、又は生ずるおそれがある旨を、この条例の定めるところにより、通報すること（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。）をいう。
- ア 職員等の職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの。ただし、裁量処分に係る事実にあっては、裁量権の範囲をこえ、又はその濫用がある場合に限る。
- イ 職員等の職務の執行に関する事実であって、執行機関等の組織内部において職務を執行

するために定められた内部規定に違反するもの

(9) 職員その他の労働者 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

(昭和60年法律第88号) 第2条第2号に規定する派遣労働者(以下「派遣労働者」という。)で本市を当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供先とするもの

ウ 本市を請負契約その他の契約の相手方とする業務に従事する事業者の役員又は従業員

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う本市の公の施設の管理業務(以下「指定管理業務」という。)に従事している労働者

第2章 職員等の公正な職務の執行の確保に関する基本原則

(執行機関等の基本姿勢)

第3条 執行機関等は、法令等を率先して遵守するとともに、市民の信託に応えるために、市民全体の公益の増進を目指し、議会と連携しながら、透明性の高い、公正な市政の運営に取り組まなければならない。

2 執行機関等は、次条に規定する職員等の職務の執行に係る基本姿勢が堅持され、第5条に規定する管理監督者の責務が果たされ、及び第6条に規定する行政組織の基本原則が守られるよう、啓発、研修、相談対応その他必要な施策に取り組まなければならない。

(職員等の職務の執行に係る基本姿勢)

第4条 職員等は、全体の奉仕者であることを深く自覚し、職務の遂行に当たっては、正当な理由なく、一部のものに対してのみ有利な又は不利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

2 職員等は、自らの行動が本市の機関全体の信用に影響を及ぼすことを自覚し、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自ら又は特定のものの私的な利益のために用いる等市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。

3 職員等は、行政の執行に関する一般法令等だけでなく、特に自らの職務に関連する法令等に精通するように努め、職務を適正に執行しなければならない。

4 職員等は、職務上知ることのできた情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

5 職員等は、法令等の規定に基づくその職務の執行を全うするとともに、その結果を市民に説

明する責任を果たすよう努めなければならない。

6 職員等は、職務の執行における手続の明確化及び市政運営の透明化を図るために、施策の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その地位の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、部下職員に対し、職員の倫理の保持及び法令等の遵守のために必要な指導及び援助を行うとともに、執行機関等が職員の倫理の保持及び法令等の遵守に関して取り組む施策において中心的な役割を果たさなければならない。

(行政組織の基本原則)

第6条 行政組織は、職員同士が気兼ねなく相談でき、活発に議論できる、風通しの良いものでなければならない。

2 行政組織の運営は、職員間において連絡報告が密になされ、情報の共有化が図られるよう行われなければならない。

3 行政組織の運営は、縦割り行政の弊害が生ずることのないよう、相互の連携の下、総合的な視点に立って行われなければならない。

4 行政組織の運営は、旧来の慣行にとらわれず、市民の目線に立った風土が醸成されるよう行われなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、不当要求行為により職員等の公正な職務の執行を妨げないようにしなければならない。

2 市民は、公益目的通報を行おうとするときは、市民全体の公益を保護するためにこれを行わなければならず、専ら自ら又は特定のものの私的利害を追求することとなるような目的のためにこれを行ってはならない。

第3章 要望等への対応

(要望等への対応の基本原則)

第8条 職員等は、市民の意見を市政に反映し、市民の参画と市民との協働を推進するために、市政運営に対する要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適切に対応しなければならない。

2 職員等は、特定のものを特別に扱うことによる要望等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものの便宜又は利益を図ることにな

らないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 職員等は、不当要求行為が行われた場合（不当要求行為が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、公正な職務の執行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員等により組織的に毅然とした態度で冷静に対応しなければならない。

（要望等の記録）

第9条 職員等は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を記録しなければならない。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、執行機関等が定める。

（記録の例外）

第10条 職員等は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該要望等の内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき。

(2) 要望等の内容が単なる問い合わせ又は事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき。

(3) 公職者以外の者からの要望等であって、その内容が次のいずれかに該当するとき（当該要望等の内容が自ら又は特定のものに特別の利益又は不利益を与えることを求めるものであって、公正な市政運営を阻害するおそれがあると認めるときを除く。）。

ア 日常的に行われる営業活動に係るもの

イ 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になれるもの

ウ 職員等が多数の要望者に順次応対するような場合であって、記録することが困難なもの

エ その場で用件が終了し、職員等が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの

（要望等の報告）

第11条 職員は、第9条第1項前段の規定による記録をしたとき、及び要望等（申請（執行機関等又はその委任を受けた者の許可、認可、承認その他の自己に対して何らかの利益を付与する処分その他の行為を求めるものであって、これに対して執行機関等又はその委任を受けた者が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。以下同じ。）を除く。）が書面でなされ

たときは、規則で定めるところにより、これらの記録若しくは書面又はこれらの写し（以下「記録等」という。）を、速やかに執行機関等に提出しなければならない。

（暴力等の手段による不当要求行為の記録等）

第12条 職員は、第2条第3号エ又はオの不当要求行為があったときは、口頭その他適当な方法により速やかに執行機関等に報告を行うものとする。

2 前項の場合における不当要求行為の記録及び執行機関等に対する記録等の提出は、第9条及び前条の規定にかかわらず、同項の規定による報告を行った後に行うものとする。

（不当要求行為に対する措置等）

第13条 執行機関等は、第11条の規定により記録等の提出を受けた場合（執行機関等が、第9条第1項前段の規定による記録をした場合及び要望等（申請を除く。）に係る書面の提出を受けた場合を含む。）において要望等が不当要求行為であると認めるとき、又は前条第1項の報告を受けたときは、当該要望等を行った者（以下「要望者」という。）に対し、当該要望等の中止の警告、捜査機関への告発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 執行機関等は、前項の規定による措置を行った場合において、その後も当該要望等が繰り返し行われるときは、当該要望者の氏名又は名称、当該要望等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 執行機関等は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該要望者に対し、あらかじめ当該公表をする旨及びこれに対し弁明のための意見書を提出することができる旨を通知しなければならない。ただし、当該要望等が第2条第3号オの不当要求行為であると認めるときは、この限りでない。

4 要望者は、前項の通知を受けたときは、その日から15日以内に執行機関等に弁明のための意見書を提出することができる。

5 執行機関等は、第1項の場合において、要望等が不当要求行為であると認めるに当たっては、その内容のみによることなく、行為の威嚇的、威圧的等の態様及び頻度を考慮するものとする。

6 第26条第1項の規定により置かれる内部組織の長（以下「コンプライアンス担当組織長」という。）は、執行機関等が第1項及び第2項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じて、協議に応じ、又は支援を行うものとする。

7 執行機関等は、第1項及び第2項の規定による措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、外部監察員（市と第23条に規定する外部監察契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある者をいう。以下同じ。）に協議又は支援を求めることができる。

第4章 公益目的通報

(公益目的通報)

第14条 職員その他の労働者は、第2条第8号ア又はイに掲げる事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、コンプライアンス担当組織長又は外部監察員に公益目的通報をすることができる。

- 2 市民は、市民全体の公益を保護する観点から、通報対象事実（第2条第8号アに掲げる事実に限る。）が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、コンプライアンス担当組織長又は外部監察員に公益目的通報をすることができる。
- 3 公益目的通報を行おうとする者は、確実な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。
- 4 公益目的通報は、氏名及び住所を明らかにして行わなければならない。ただし、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、匿名で公益目的通報を行うことができる。

(公益目的通報を受けた場合の処理)

第15条 コンプライアンス担当組織長は、公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の必要があると認めるときは、速やかにその旨を当該通報に係る事務事業を所管するコンプライアンス推進員（第27条第1項に規定するコンプライアンス推進員をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

- 2 外部監察員は、公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の必要があると認めるときは、その旨をコンプライアンス担当組織長に通知するものとする。この場合において、外部監察員は、必要な助言を行うことができる。
- 3 コンプライアンス担当組織長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を当該通報に係る事務事業を所管するコンプライアンス推進員に通知するものとする。
- 4 コンプライアンス担当組織長又は外部監察員は、公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の必要がないと認めるときは、その旨を公益目的通報をした者（以下「公益目的通報者」という。）に通知するものとする。ただし、匿名による公益目的通報であるとき、又は公益目的通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。
- 5 外部監察員は、前項の場合において、当該通報対象事実について調査の必要ないと認める旨をコンプライアンス担当組織長に通知するものとする。

(通報対象事実の調査)

第16条 コンプライアンス推進員は、前条第1項又は第3項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該通報対象事実に係る調査を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、コンプライアンス担当組織長は、必要があると認めるときは、自ら通報対象事実に係る調査を行うことができる。

3 コンプライアンス担当組織長及びコンプライアンス推進員は、前2項の調査を行うときは、公益目的通報者が特定されないように十分配慮しなければならない。

4 職員等は、第1項及び第2項の調査に協力しなければならない。

5 コンプライアンス担当組織長及びコンプライアンス推進員は、当該通報対象事実に係る調査を終えたときは、速やかに当該執行機関等（コンプライアンス推進員にあっては、当該執行機関等及びコンプライアンス担当組織長）にその結果を報告しなければならない。

（是正措置等）

第17条 執行機関等は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、速やかに、通報対象事実があったかどうかについて決定するものとする。

2 執行機関等は、前項の規定により通報対象事実があると決定しようとするときは、あらかじめ、次項の規定による措置が講じられるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 執行機関等は、第1項の規定により、通報対象事実があると決定した場合は、当該通報対象事実に係る行為のは正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置を講じなければならない。

4 執行機関等は、第1項の規定による決定をしようとする場合又は前項に規定する措置を講じようとする場合において、当該公益目的通報が外部監察員の受けたものであるときは、あらかじめコンプライアンス担当組織長を通じて外部監察員に協議しなければならない。

5 執行機関等は、第3項に規定する措置を講じたときは、その概要を公表するものとする。ただし、当該公益目的通報が第2条第8号イに規定する内部規定に違反するものに対するものであって、市民全体の公益に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、この限りでない。

6 前項本文の場合において、第3項の規定によりとった措置と第4項の規定による協議における外部監察員の意見とが異なるときは、当該外部監察員の意見の概要を併せて公表するものとする。

7 執行機関等は、第1項の規定による決定をしたとき、又は第3項に規定する措置を講じたときは、コンプライアンス担当組織長にその旨を通知しなければならない。この場合において、

当該公益目的通報が外部監察員の受け付けたものであるときは、コンプライアンス担当組織長は、外部監察員にその旨を通知しなければならない。

8 第13条第6項及び第7項の規定は、コンプライアンス担当組織長の受け付けた公益目的通報について第1項の規定による決定をする場合及び第3項の規定による措置を講ずる場合について準用する。

(通報対象事実がなかった場合の措置)

第18条 執行機関等は、前条第1項の規定により通報対象事実がないと決定した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(公益目的通報者への通知)

第19条 コンプライアンス担当組織長は、自らが受け付けた公益目的通報に係る第17条第7項の規定による通知を受けたときは、その旨を公益目的通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益目的通報であるとき、又は公益目的通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

2 外部監察員は、自らが受け付けた公益目的通報に係る第17条第7項の規定による通知を受けたときは、その旨を公益目的通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益目的通報であるとき、又は公益目的通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止等)

第20条 何人も、公益目的通報者及び公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力した者(以下「公益目的通報者等」という。)に対して公益目的通報したこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 執行機関等は、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の規定にかかわらず、公益目的通報者等を保護するため、公益目的通報者等が特定されるおそれがある情報を公開してはならない。

3 次条の規定により、公益目的通報者等が不利益取扱いに係る申出をした場合においては、公益目的通報者等が公益目的通報をし、又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力した後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該公益目的通報をしたこと又は当該調査に協力したことを理由としてなされたものと推定する。

(不利益取扱いに係る申出)

第21条 公益目的通報者等は、公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実

の調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると思料するときは、コンプライアンス担当組織長又は外部監察員にその旨の申出をすることができる。

2 第15条及び第16条の規定は、前項の規定による不利益取扱いに係る申出を受けた場合及びその調査について準用する。

(不利益取扱いの是正措置等)

第22条 執行機関等は、通報対象事実に関して前条第2項において準用する第16条第5項の規定による報告を受けた場合において、執行機関等の所掌の範囲内において、公益目的通報者等が公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、速やかに是正又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の場合において、執行機関等の所掌の範囲外において、公益目的通報者等が公益目的通報をしたこと又は公益目的通報に係る通報対象事実の調査に協力したことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、不利益な取扱いをする者又はしようとする者に対して、速やかに是正又は防止のための必要な措置を講ずるよう勧告しなければならない。

3 前2項の規定に基づく事務は、コンプライアンス担当組織長が担う。

4 コンプライアンス担当組織長は、第1項又は第2項の規定による措置等が講じられた場合において、当該措置等がコンプライアンス担当組織長が受け付けた不利益取扱いに係る申出に対するものであるときは当該申出を行った者に、当該措置等が外部監察員が受け付けた不利益取扱いに係る申出に対するものであるときは外部監察員に、それぞれ、当該措置等が講じられた旨を通知しなければならない。この場合において、外部監察員は、その旨を当該申出を行った者に通知しなければならない。

5 第13条第7項及び第17条第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による措置等について準用する。

第5章 外部監察員

(外部監察契約の締結)

第23条 市長は、不当要求行為及び公益目的通報に適切に対処するため、第25条第1項各号に掲げる役務の提供を受けることを目的とする契約（以下「外部監察契約」という。）を締結しなければならない。

(外部監察契約を締結できる者)

第24条 市が外部監察契約を締結することができる者は、地方公共団体における法令の遵守に
関し優れた識見を有する者であって弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。第3項において同じ。）であるものとする。

- 2 外部監察契約の期間は、3年とする。ただし、外部監察契約は、更新することができる。
- 3 市長は、外部監察員が弁護士でなくなったとき、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと
認めるとき、外部監察員にこの条例若しくはこれに基づく規則の規定又は外部監察契約に係る
義務に違反する行為があると認めるときその他外部監察員と外部監察契約を締結しているこ
とが著しく不適当と認めるときは、外部監察契約を解除することができる。
- 4 市長は、前項の規定により外部監察契約を解除したときは、遅滞なく、新たに外部監察契約
を締結しなければならない。

（外部監察員の職務）

第25条 外部監察員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 不当要求行為に対する措置についての協議及び支援に関すること。
- (2) 公益目的通報の受付、通報対象事実の調査に対する助言、通報対象事実の是正措置等に関
する協議及び支援並びに通報対象事実の調査及び是正措置等の結果の通知に関すること。
- (3) 公益目的通報に伴う不利益取扱いに係る申出の受付、当該不利益取扱いの事実の調査に対
する助言、当該不利益取扱いの是正措置等に関する協議及び支援並びに当該不利益取扱いの
事実の調査及び是正措置等の結果の通知に関すること。
- 2 外部監察員は、独立して職務を行う。
- 3 外部監察員は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、公正な
職務の執行の確保のために必要な事項について、執行機関等に対し意見を述べることができる。
- 4 外部監察員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。外部監察員でなくなっ
た後であっても、同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、外部監察員の職務に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 庁内体制の整備

（コンプライアンス担当組織）

第26条 本市における職員等の公正な職務の執行の確保に関する施策を推進し、及びこの条例
に規定する事務を総括させるための内部組織を置く。

- 2 前項の内部組織は、同項の事務の総括を全うするため、コンプライアンス推進員に対して指
導し、及び助言することができるような組織編成がされなければならないものとする。

3 第1項の内部組織の名称及び分掌事務その他必要な事項は、規則で定める。

(コンプライアンス推進員)

第27条 本市における職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進し、及びこの条例に規定する事務を処理させるため、各執行機関等（市長の部局にあっては、各部）にコンプライアンス推進員を置く。

2 コンプライアンス推進員は、執行機関等（市長の部局にあっては、各部長）の直近下位の職位又はこれに相当する職位にある職員のうちから選任されなければならないものとする。

3 コンプライアンス推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(コンプライアンス推進本部)

第28条 職員等の公正な職務の執行の確保に関する施策を総合的かつ着実に推進するため、本市にコンプライアンス推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に定める職員等の職務の執行に係る基本姿勢に係る啓発、研修、相談対応その他必要な施策の実施に関すること。
 - (2) 不当要求行為の情報交換に関すること。
 - (3) 職員等の公正な職務の執行の確保に係る関係諸機関等との連絡調整に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行の確保に係る施策の推進に関すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雜則

(市長の調整)

第29条 市長は、他の執行機関等に対し、この条例の施行に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第30条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(指定管理者等への準用等)

第31条 この条例（第3章及び第4章に限る。）は、指定管理業務及び本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）が本市から委託を受けて実施する業務（以下「委託業務」という。）について準用する。この場合において、第3章及び第4章の規定中「職員」及び「職員等」とあるのは「指定管理業務

又は委託業務に従事する指定管理者又は出資法人の役員及び従業員」と、「執行機関等」とあるのは「指定管理業務又は委託業務を所管する執行機関等」と、「コンプライアンス推進員」とあるのは「指定管理業務又は委託業務を所管する執行機関等の組織に置かれるコンプライアンス推進員」と、「職員その他の労働者」とあるのは「指定管理業務又は委託業務に従事する指定管理者又は出資法人の役員及び従業員並びに指定管理業務又は委託業務に従事する派遣労働者で当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供先を指定管理者又は出資法人とするもの並びに指定管理者又は出資法人と請負契約その他の契約を締結して指定管理業務又は委託業務に係る業務に従事する事業者の役員及び従業員」と読み替えるものとする。

2 執行機関等のうち契約締結権限を有する者は、指定管理者又は出資法人との間で協定又は委託契約等を締結する場合においては、指定管理者又は出資法人が前項の規定に基づきこの条例が準用されることを明記するものとする。

3 出資法人は、指定管理業務又は委託業務以外の業務を実施する場合においても、役員及び従業員の法令等の遵守に関する基本的事項並びに要望等及び公益目的通報に対する措置について、この条例の規定の趣旨にのっとり、必要な事項を定めるとともに、役員及び従業員の公正な職務の執行の確保を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる要望等及び公益目的通報について適用する。

大津市債権の管理に関する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市債権の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権（金銭の給付を目的とする市の権利をいう。以下同じ。）の管理に
関し、必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財
政運営に資することを目的とする。

(市長等の責務)

第2条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令並びに条例、規則及び企業
管理規程（次項において「法令等」という。）の定めに従い、適正かつ効率的に市の債権を回
収しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長等は、法令等の定めに従い、適正に市の債権を管理しなけれ
ばならない。

(債権管理体制の整備)

第3条 市長等は、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(台帳の整備)

第4条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則又は企業管理規程（以下「規則等」と
いう。）で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(放棄)

第5条 市長等は、市の債権（当該債権の時効による消滅について、債務者による時効の援用を
要するものに限る。以下同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

当該市の債権及びこれに係る損害賠償金等の債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
- (3) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。
- (4) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であって、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに市の債権以外に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5に規定する措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお同条各号のいずれかに該当し、債務者が履行する見込みがないと認められるとき。

（報告）

第6条 市長は、前条の規定により債権を放棄したとき、及び次項の規定による報告があったときは、これを議会に報告しなければならない。

2 公営企業管理者は、前条の規定により債権を放棄したときは、これを市長に報告しなければならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

2 大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

議案第144号

大津市ふれあいセンター条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市ふれあいセンター条例

(設置)

第1条 市民の福祉の増進及び市民の交流の促進を図るため、大津市ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大津市伊香立ふれあいセンター	大津市伊香立下龍華町584番地の157
大津市比叡ふれあいセンター	大津市坂本六丁目33番19号
大津市中ふれあいセンター	大津市皇子が丘一丁目9番10号
大津市膳所ふれあいセンター	大津市昭和町15番25号
大津市南ふれあいセンター	大津市稻津一丁目10番20号

(事業)

第3条 センターにおいては、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に関し、場所を提供する事業その他市長が必要と認める事業を行う。

(会議室等の使用の許可)

第4条 別表に掲げるセンターの会議室等の施設（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、

市長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

2 会議室等の使用の許可を受けることができる時間は、午前9時から午後9時までとし、別表に掲げる時間帯について許可を受けるものとする。ただし、会議室等を使用しようとする者が希望する場合には、毎時0分から始まる1時間を単位とする任意の時間帯について許可を受けることを妨げるものではない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

4 市長は、会議室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

（使用料）

第5条 使用者は、使用の許可の際に、使用料として別表に掲げる額を納付しなければならない。

ただし、前条第2項ただし書の規定により1時間を単位として使用の許可を受けたときは、別表に掲げる額をその使用時間帯の時間数で除して得た額（この額に1.0円未満の端数が生じたときは、これを1.0円に切り上げる。）を1時間当たりの使用料の額として、これに使用時間数を乗じた額を納付しなければならない。

2 使用者は、センターのガス器具を使用するときは、使用の許可の際に、使用料として使用時間の区分につき210円（前条第2項ただし書の規定により1時間を単位として使用の許可を受けたときは、その使用時間1時間につき50円）を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 既納の第5条第1項又は第2項の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(大津市地域福祉文化交流センター条例の廃止)

2 大津市地域福祉文化交流センター条例（平成9年条例第1号）は、廃止する。

(大津市重要な公の施設に関する条例の一部改正)

3 大津市重要な公の施設に関する条例（昭和56年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第12号から第18号まで」を「別表第11号から第17号まで」に改める。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

別表（第4条、第5条関係）

(1) 大津市伊香立ふれあいセンター

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
調理実習室	510円	510円	510円

(2) 大津市比叡ふれあいセンター

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
大会議室	円 3,570	円 3,570	円 3,570
会議室	1,120	1,120	1,120
和室1	710	710	710
和室2	310	310	310
調理実習室	510	510	510

(3) 大津市中ふれあいセンター

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
会議室	円 1,120	円 1,120	円 1,120

和室	310	310	310
調理実習室	510	510	510

(4) 大津市膳所ふれあいセンター

室名 \ 使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
会議室	円 1, 940	円 1, 940	円 1, 940
和室	310	310	310
調理実習室	510	510	510

(5) 大津市南ふれあいセンター

室名 \ 使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
大会議室	円 1, 940	円 1, 940	円 1, 940
会議室	510	510	510
和室	710	710	710
調理実習室	510	510	510

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片 信

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表児童厚生施設の部大津市立伊香立児童館の項の次に次のように加える。

大津市立堅田児童館	大津市堅田二丁目1番11号
-----------	---------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(大津市北部地域文化センター条例の一部改正)

2 大津市北部地域文化センター条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図り、あわせて児童福祉の増進及び」を「図るとともに、」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第3項中「前2項に定めるほか、大津市堅田児童館に館長その他必要な職員を、」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に、「9時～13時」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時～17時」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時～21時」を「午後5時から午後9時まで」に改める。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

3 大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「並びに教育委員会がその管理運営に関する事務の委任を受けた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童館」を削る。

議案第146号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

大津市立坂本公民館	大津市立坂本公民館分館	大津市坂本六丁目11番48号
-----------	-------------	----------------

第5条第2項第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表に次の1号を加える。

(37) 大津市立坂本公民館分館

室名	使用時間 午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
会議室	円 1,120	円 1,120	円 1,400
和室1	310	310	390
和室2	310	310	390
和室3	310	310	390

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(大津市教育集会所条例の廃止)
- 2 大津市教育集会所条例（昭和51年条例第3号）は、廃止する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片 信

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項第2号中「2, 200円」を「2, 000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
再任用職員以外の職員	1	135,600	140,100	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	141,200	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	142,300	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	143,400	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	144,500	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	145,900	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	147,200	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	148,500	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	149,800	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	151,300	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	152,800	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	154,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	155,700	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	157,200	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600

15	152,800	158,700	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	
16	154,400	160,200	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	
17	155,700	161,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	
18	157,200	164,300	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	
19	158,700	166,900	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	
20	160,200	169,500	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	
21	161,600	172,200	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	
22	164,300	173,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	166,900	175,600	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	169,500	177,300	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	172,200	178,800	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
26	173,900	180,600	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
27	175,600	182,400	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
28	177,300	184,200	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
29	178,800	185,800	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
30	180,600	187,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
31	182,400	189,400	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
32	184,200	191,200	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
33	185,800	192,800	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	187,300	194,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
35	188,800	196,400	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
36	190,300	198,200	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
37	191,600	200,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
38	192,900	201,800	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
39	194,200	203,600	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
40	195,500	205,400	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
41	196,900	207,000	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
42	198,200	208,900	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
43	199,500	210,800	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
44	200,800	212,700	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
45	202,000	214,600	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
46	203,300	216,500	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
47	204,600	218,400	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
48	205,900	220,300	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			
49	207,100	222,000	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			
50	208,200	223,900	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			
51	209,300	225,800	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			
52	210,400	227,700	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			
53	211,600	229,300	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			
54	212,600	231,100	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			
55	213,600	232,800	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			
56	214,600	234,600	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600			
57	215,400	236,100	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200			
58	216,400	237,600	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000			
59	217,300	239,100	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800			
60	218,300	240,600	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600			
61	219,200	242,100	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200			
62	220,200	243,600	328,700	369,100	386,100	413,200				
63	221,200	245,100	329,500	369,800	386,800	413,900				
64	222,200	246,700	330,300	370,500	387,500	414,600				
65	223,000	248,000	331,200	370,900	388,000	414,900				

66	224, 000	249, 600	331, 700	371, 600	388, 700	415, 500			
67	225, 000	251, 200	332, 500	372, 300	389, 400	416, 200			
68	226, 100	252, 800	333, 300	373, 000	390, 100	416, 900			
69	226, 900	254, 200	334, 100	373, 500	390, 500	417, 400			
70	227, 700	255, 600	334, 800	374, 200	391, 200	418, 100			
71	228, 500	257, 000	335, 500	374, 900	391, 900	418, 800			
72	229, 300	258, 400	336, 200	375, 600	392, 600	419, 500			
73	230, 100	259, 700	336, 700	376, 100	392, 900	420, 000			
74	230, 800	261, 100	337, 300	376, 800	393, 600	420, 700			
75	231, 500	262, 500	337, 900	377, 500	394, 300	421, 400			
76	232, 200	263, 900	338, 500	378, 200	395, 000	422, 100			
77	233, 000	265, 200	338, 800	378, 600	395, 400	422, 600			
78	233, 800	266, 400	339, 300	379, 200	396, 100				
79	234, 600	267, 700	339, 800	379, 800	396, 800				
80	235, 400	269, 000	340, 300	380, 400	397, 500				
81	236, 100	270, 100	340, 700	380, 900	398, 000				
82	236, 800	271, 400	341, 200	381, 500	398, 700				
83	237, 500	272, 700	341, 700	382, 100	399, 400				
84	238, 200	274, 000	342, 200	382, 700	400, 100				
85	239, 000	275, 200	342, 700	383, 300	400, 600				
86		276, 300	343, 200	383, 900					
87		277, 400	343, 700	384, 500					
88		278, 500	344, 200	385, 100					
89		279, 700	344, 600	385, 800					
90		280, 700	345, 100	386, 400					
91		281, 700	345, 600	387, 000					
92		282, 700	346, 100	387, 600					
93		283, 500	346, 300	388, 300					
94		284, 400	346, 800						
95		285, 300	347, 300						
96		286, 200	347, 800						
97		287, 200	347, 900						
98		288, 000	348, 400						
99		288, 800	348, 900						
100		289, 600	349, 400						
101		290, 400	349, 700						
102		290, 900	350, 100						
103		291, 400	350, 500						
104		291, 900	350, 900						
105		292, 000	351, 400						
106		292, 400	351, 800						
107		292, 600	352, 200						
108		293, 000	352, 600						
109		293, 200	353, 100						
110		293, 500	353, 500						
111		293, 900	353, 900						
112		294, 200	354, 200						
113		294, 500	354, 700						
114		294, 800							
115		295, 100							
116		295, 500							

	117		295,800								
	118		296,200								
	119		296,600								
	120		297,000								
	121		297,100								
	122		297,500								
	123		297,900								
	124		298,300								
	125		298,500								
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2イを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500

	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		

	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
	86		291,900	328,500	350,300			
	87		292,100	328,800	350,700			
	88		292,300	329,200	351,100			
	89		292,700	329,600	351,500			
	90		292,900	330,000	351,900			
	91		293,100	330,400	352,300			
	92		293,300	330,800	352,600			
	93		293,700	331,300	353,000			
	94		293,900	331,600	353,400			
	95		294,100	332,000	353,800			
	96		294,400	332,400	354,100			
	97		294,800	332,600	354,600			
	98		295,100	333,000	355,000			
	99		295,400	333,400	355,400			
	100		295,700	333,800	355,800			
	101		296,000	334,000	356,300			
	102		296,300	334,400	356,700			
	103		296,600	334,800	357,100			
	104		296,900	335,000	357,500			
	105		297,200	335,100	358,000			
	106			335,500				
	107			335,900				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片 信

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	円 148,800	円 164,400	円 285,600
以外の職員	2	150,300	166,500	288,700
	3	151,800	168,600	291,800
	4	153,300	170,800	294,900
	5	154,900	172,800	297,600
	6	156,800	175,000	300,700
	7	158,600	177,200	303,800
	8	160,400	179,400	306,900
	9	162,200	181,700	309,900
	10	164,300	184,500	312,800
	11	166,300	187,200	315,700
	12	168,300	189,900	318,600

	13	170,300	192,800	321,400
	14	172,500	194,500	323,700
	15	174,700	196,200	326,000
	16	176,900	197,900	328,300
	17	179,200	199,700	330,600
	18	181,800	201,400	332,900
	19	184,300	203,100	335,200
	20	186,800	204,800	337,500
	21	189,300	206,600	339,800
	22	191,000	208,500	342,100
	23	192,700	210,400	344,400
	24	194,400	212,300	346,700
	25	195,900	214,000	348,900
	26	197,500	216,000	350,800
	27	199,100	218,000	352,700
	28	200,700	220,000	354,600
	29	202,400	221,900	356,500
	30	204,100	224,600	358,400
	31	205,800	227,300	360,200
	32	207,500	230,000	362,100
	33	209,000	232,800	363,900
	34	210,700	235,700	365,700
	35	212,400	238,600	367,500
	36	214,100	241,500	369,300
	37	215,700	244,300	371,200
	38	217,400	247,100	372,800
	39	219,100	249,900	374,400
	40	220,800	252,700	376,000
	41	222,600	255,500	377,400
	42	224,400	258,100	378,900
	43	226,200	260,700	380,400
	44	228,000	263,300	381,900
	45	229,900	265,700	383,500
	46	231,600	268,300	385,100
	47	233,300	270,800	386,700
	48	235,000	273,300	388,300
	49	236,700	275,800	389,800
	50	238,400	278,400	391,300
	51	240,100	281,000	392,800
	52	241,800	283,600	394,300

	53	243, 100	286, 100	395, 500
	54	244, 800	288, 700	396, 800
	55	246, 400	291, 200	397, 900
	56	248, 100	293, 700	399, 100
	57	249, 600	296, 000	400, 600
	58	251, 100	298, 700	401, 800
	59	252, 600	301, 400	403, 100
	60	254, 100	304, 100	404, 400
	61	255, 700	306, 600	405, 700
	62	257, 200	309, 100	406, 800
	63	258, 700	311, 600	408, 200
	64	260, 100	314, 100	409, 600
	65	261, 400	316, 500	410, 800
	66	263, 000	318, 700	411, 900
	67	264, 600	320, 900	413, 100
	68	266, 100	323, 100	414, 300
	69	267, 800	325, 400	415, 300
	70	269, 300	327, 600	416, 500
	71	270, 800	329, 800	417, 700
	72	272, 300	331, 900	418, 900
	73	273, 600	334, 100	419, 800
	74	274, 900	336, 300	420, 600
	75	276, 200	338, 500	421, 400
	76	277, 500	340, 700	422, 200
	77	278, 900	342, 700	422, 900
	78	280, 100	344, 600	423, 700
	79	281, 300	346, 500	424, 500
	80	282, 500	348, 400	425, 300
	81	283, 800	350, 200	426, 100
	82	285, 000	352, 000	426, 800
	83	286, 200	353, 800	427, 400
	84	287, 400	355, 600	428, 100
	85	288, 500	357, 100	428, 800
	86	289, 500	358, 800	429, 500
	87	290, 500	360, 500	430, 200
	88	291, 500	362, 100	430, 900
	89	292, 600	363, 800	431, 600
	90	293, 500	365, 100	432, 300
	91	294, 400	366, 500	433, 000
	92	295, 300	367, 900	433, 700

	93	295,800	369,400	434,200
	94	296,600	370,700	
	95	297,400	372,000	
	96	298,200	373,300	
	97	299,100	374,300	
	98	299,900	375,300	
	99	300,700	376,300	
	100	301,500	377,300	
	101	302,400	378,400	
	102	302,900	379,400	
	103	303,400	380,400	
	104	303,900	381,400	
	105	304,100	382,300	
	106	304,500	383,200	
	107	304,800	384,100	
	108	305,100	385,100	
	109	305,300	386,000	
	110	305,600	387,000	
	111	305,900	388,000	
	112	306,200	389,000	
	113	306,400	389,600	
	114	306,600	390,500	
	115	306,800	391,400	
	116	307,100	392,300	
	117	307,400	393,200	
	118	307,700	394,000	
	119	308,000	394,800	
	120	308,300	395,600	
	121	308,400	396,300	
	122	308,700	397,100	
	123	309,000	397,900	
	124	309,300	398,700	
	125	309,500	399,400	
	126		400,100	
	127		400,800	
	128		401,500	
	129		402,200	
	130		402,900	
	131		403,600	
	132		404,300	

	133		404,600	
	134		405,200	
	135		405,800	
	136		406,400	
	137		406,800	
	138		407,400	
	139		408,000	
	140		408,600	
	141		409,000	
	142		409,600	
	143		410,200	
	144		410,800	
	145		411,200	
	146		411,800	
	147		412,400	
	148		413,000	
	149		413,400	
再任用職員		、 225,200	274,200	328,600

備考

- 1 この表は、教員に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	148,800	164,400	285,600	411,600
以外の職員	2	150,300	166,500	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	318,600	427,900

13	170, 300	192, 800	321, 400	429, 200
14	172, 500	194, 500	323, 700	430, 600
15	174, 700	196, 200	326, 000	432, 000
16	176, 900	197, 900	328, 300	433, 400
17	179, 200	199, 700	330, 600	434, 700
18	181, 800	201, 400	332, 900	436, 100
19	184, 300	203, 100	335, 200	437, 400
20	186, 800	204, 800	337, 500	438, 800
21	189, 300	206, 600	339, 800	439, 900
22	191, 000	208, 500	342, 100	441, 300
23	192, 700	210, 400	344, 400	442, 600
24	194, 400	212, 300	346, 700	444, 000
25	195, 900	214, 000	348, 900	445, 300
26	197, 500	216, 000	350, 800	446, 600
27	199, 100	218, 000	352, 700	447, 900
28	200, 700	220, 000	354, 600	449, 200
29	202, 400	221, 900	356, 500	450, 500
30	204, 100	224, 600	358, 400	451, 700
31	205, 800	227, 300	360, 200	452, 900
32	207, 500	230, 000	362, 100	454, 100
33	209, 000	232, 800	363, 900	455, 300
34	210, 700	235, 700	365, 700	456, 200
35	212, 400	238, 600	367, 500	457, 100
36	214, 100	241, 500	369, 300	458, 000
37	215, 700	244, 300	371, 200	458, 900
38	217, 400	247, 100	372, 800	
39	219, 100	249, 900	374, 400	
40	220, 800	252, 700	376, 000	
41	222, 600	255, 500	377, 400	
42	224, 400	258, 100	378, 900	
43	226, 200	260, 700	380, 400	
44	228, 000	263, 300	381, 900	
45	229, 900	265, 700	383, 500	
46	231, 600	268, 300	385, 100	
47	233, 300	270, 800	386, 700	
48	235, 000	273, 300	388, 300	
49	236, 700	275, 800	389, 800	
50	238, 400	278, 400	391, 300	
51	240, 100	281, 000	392, 800	
52	241, 800	283, 600	394, 300	

53	243, 100	286, 100	395, 500
54	244, 800	288, 700	396, 800
55	246, 400	291, 200	397, 900
56	248, 100	293, 700	399, 100
57	249, 600	296, 000	400, 600
58	251, 100	298, 700	401, 800
59	252, 600	301, 400	403, 100
60	254, 100	304, 100	404, 400
61	255, 700	306, 600	405, 700
62	257, 200	309, 100	406, 800
63	258, 700	311, 600	408, 200
64	260, 100	314, 100	409, 600
65	261, 400	316, 500	410, 800
66	263, 000	318, 700	411, 900
67	264, 600	320, 900	413, 100
68	266, 100	323, 100	414, 300
69	267, 800	325, 400	415, 300
70	269, 300	327, 600	416, 500
71	270, 800	329, 800	417, 700
72	272, 300	331, 900	418, 900
73	273, 600	334, 100	419, 800
74	274, 900	336, 300	420, 600
75	276, 200	338, 500	421, 400
76	277, 500	340, 700	422, 200
77	278, 900	342, 700	422, 900
78	280, 100	344, 600	423, 700
79	281, 300	346, 500	424, 500
80	282, 500	348, 400	425, 300
81	283, 800	350, 200	426, 100
82	285, 000	352, 000	426, 800
83	286, 200	353, 800	427, 400
84	287, 400	355, 600	428, 100
85	288, 500	357, 100	428, 800
86	289, 500	358, 800	429, 500
87	290, 500	360, 500	430, 200
88	291, 500	362, 100	430, 900
89	292, 600	363, 800	431, 600
90	293, 500	365, 100	432, 300
91	294, 400	366, 500	433, 000
92	295, 300	367, 900	433, 700

93	295, 800	369, 400	434, 200
94	296, 600	370, 700	
95	297, 400	372, 000	
96	298, 200	373, 300	
97	299, 100	374, 300	
98	299, 900	375, 300	
99	300, 700	376, 300	
100	301, 500	377, 300	
101	302, 400	378, 400	
102	302, 900	379, 400	
103	303, 400	380, 400	
104	303, 900	381, 400	
105	304, 100	382, 300	
106	304, 500	383, 200	
107	304, 800	384, 100	
108	305, 100	385, 100	
109	305, 300	386, 000	
110	305, 600	387, 000	
111	305, 900	388, 000	
112	306, 200	389, 000	
113	306, 400	389, 600	
114	306, 600	390, 500	
115	306, 800	391, 400	
116	307, 100	392, 300	
117	307, 400	393, 200	
118	307, 700	394, 000	
119	308, 000	394, 800	
120	308, 300	395, 600	
121	308, 400	396, 300	
122	308, 700	397, 100	
123	309, 000	397, 900	
124	309, 300	398, 700	
125	309, 500	399, 400	
126		400, 100	
127		400, 800	
128		401, 500	
129		402, 200	
130		402, 900	
131		403, 600	
132		404, 300	

	133		404,600		
	134		405,200		
	135		405,800		
	136		406,400		
	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
再任用職員		225,200	274,200	328,600	411,000

備考

- 1 この表は、指導主事に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

議案第149号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　片　　信

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「1, 100, 000円」を「1, 032, 000円」に改め、同項第2号中「889, 000円」を「834, 000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第150号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「785,000円」を「736,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第151号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　片　　信

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「785,000円」を「736,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第152号

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「627,000円」を「588,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「次条」を「以下この条」に改め、「職員（）」の次に「議員及び」を加える。

第2条第2項を次のように改める。

2月の中途において、新たに議員となり、若しくは退職、失職、死亡等により職を離れ、又は
職の異動に伴い議員報酬の額に異動のあった者に係る当該月の議員報酬は、日割をもって支給
する。

第2条第3項中「及び月額報酬」を削る。

第3条第3項中「月額報酬職員」を「非常勤職員」に改め、「規定する」の次に「選挙長、投票
管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに」を加え、同条第4項中
「市外に居住する非常勤職員で次の各号に掲げるもの」を「別表第1に規定するその他非常勤職
員」に、「当該各号に」を「任命権者が市長と協議して」に改め、同項各号を削る。

別表第1市議會議長の項中「700,000円」を「657,000円」に、「旅費条例」を「大
津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)」に改め、同表市議会副議長の項中
「651,000円」を「611,000円」に改め、同表市議會議員の項中「600,000
円」を「563,000円」に、「旅費条例」を「大津市職員等の旅費に関する条例」に改め、同

表市議会議員のうちから選任された監査委員の項中「月額 50,000円」を「日額 23,500円」に改め、同表議見を有する者のうちから選任された監査委員の項中「月額 150,000円」を「日額 28,000円」に改め、同表教育委員会委員長の項中「月額 127,500円」を「日額 28,000円」に改め、同表教育委員会委員の項中「月額 114,500円」を「日額 23,500円」に改め、同表選挙管理委員会委員長の項中「月額 62,500円」を「日額 28,000円」に改め、同表選挙管理委員会委員の項中「月額 52,500円」を「日額 23,500円」に改め、同表補充員で臨時に出席した選挙管理委員会委員の項中「10,400円」を「23,500円」に改め、同表公平委員会委員長の項中「月額 62,500円」を「日額 28,000円」に改め、同表公平委員会委員の項中「月額 52,500円」を「日額 23,500円」に改め、同表農業委員会会长の項中「月額 63,500円」を「日額 28,000円」に改め、同表農業委員会副会長及び農業委員会部会長の項中「月額 56,000円」を「日額 25,800円」に改め、同表農業委員会委員の項中「月額 50,000円」を「日額 23,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

固定資産評価審査委員会委員長	日額 28,000円	同上
----------------	------------	----

別表第1 固定資産評価審査委員会委員の項中「10,400円」を「23,500円」に改め、同表選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の項中「旅費条例」を「大津市職員等の旅費に関する条例」に改め、同表附属機関の委員の項中「10,400円」を「9,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2項ただし書を削り、同表第56項を次のように改める。

56 動物の死体の収集、運搬及び処分

動物の死体（容器を含む。）の重量	金額（1体につき）
5キログラム未満のとき	10,500円を上限として規則で定める額
5キログラム以上15キログラム未満のとき	11,550円を上限として規則で定める額
15キログラム以上30キログラム未満のとき	13,650円を上限として規則で定める額
30キログラム以上のとき	15,750円を上限として規則で定める額

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講すべき措置の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講すべき措置の基準に関する条例の一部を
改正する条例

大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講すべき措置の基準に関する条例（平成20年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1食品等の取扱いの項第8号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」に、「厚生労働大臣が定める」を「規則で定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第156号

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成20年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。

大津市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　　片　　信

大津市屋外広告物条例の一部を改正する条例

大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び役員の氏名並びに事務所の所在地）」を加える。

第31条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片 信

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に、「第36条の規定」を「第36条第1項の規定」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第5条中「第96条の4において」を「第96条の4第1項において読み替えて」に、「第49条の規定による」を「第88条第1項の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第160号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　片　　信

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1天神山団地の項中「54」を「50」に改め、同表高橋川第一団地の項中「5」を「4」に改め、同表高橋川第二団地の項戸数の欄中「3」を「2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1高橋川第一団地の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　　片　　信

- 1 工事名　中央小学校及び大津幼稚園に係る耐震改修等工事
- 2 工事場所　大津市島の関
- 3 工事概要　耐震改修工事　一式
　　　　　　大規模改修工事　一式
- 4 契約方法　受注希望型指名競争入札
- 5 契約金額　204,000,000円
- 6 契約の相手方　大津市打出浜13番15号
　　　　　　株式会社笛川組

議案第162号

訴えの提起について

大津市営住宅の明渡請求等の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　片　　信

1 被告となるべき者の住所、氏名等

住 所	氏 名	団地名	住宅番号	滞納家賃の額	滞納駐車場使用料の額
[REDACTED]	[REDACTED]	御殿浜第一団地	[REDACTED]	196,800円	73,500円

(注) 滞納家賃の額及び滞納駐車場使用料の額は、いずれも平成23年9月30日現在のものである。

2 請求の趣旨

上記の者は、大津市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、本市の再三にわたる滞納家賃の支払の督促にもかかわらず、これを支払わないので、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）第36条第1項の規定により、その明渡しの請求をしたが、これに応じないため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料及びこれらに係る督促手数料並びに明渡請求後の家賃相当損害賠償金の支払を求めて訴えを提起する。

3 訴訟上の和解の方針

訴訟係属中に、上記の者（以下「被告」という。）から、滞納家賃の額及び滞納駐車場使用料の額並びにこれらの督促手数料の額（以下「滞納家賃等の額」という。）の4分の1以上の額で市長が適當と認める額の納付があったときは、次の内容を主旨とする訴訟上の和解をすることができる。

(1) 被告は、滞納家賃等の額の残額を5年以内の期間で市長が適當と認める期間において毎

月分割して納付するものとする。

- (2) 本市は、被告に対し、市営住宅の明渡しの請求を撤回し、継続して入居することを認め るものとする。
- (3) 被告が第1号の分割金の支払を3回以上怠ったとき又は和解の日以降の家賃を3か月以 上滞納したときは、被告は、期限の利益を失い、滞納家賃等の額の全額を一時に支払うと ともに、直ちに市営住宅を明け渡さなければならぬ。

4 上訴の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議
会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

1 和解の相手方

[REDACTED]

2 損害賠償の額

750,000円

(参考)

平成23年6月25日午後11時30分頃、大津市由美浜1番1号地先市道中4018号線
において、相手方車両が、南方向に走行中、路面が陥没していたところへ進入し、損傷したも
の

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

- 1 公の施設の名称 大津市総合保健センターの運動実践室及びトレーニングルーム
- 2 指定管理者 京都市下京区新町通五条下る蛭子町107番地3
株式会社ビバ
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第165号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片 信

- 1 公の施設の名称 大津市木戸つどいの広場
- 2 指定管理者 大津市木戸803番地
特定非営利活動法人子育てネットワーク志賀うりばう
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片 信

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大津市東部つどいの広場 |
| 2 指定管理者 | 大津市羽栗一丁目6番3号
ほっこりひろばの会
代表 谷口 久美子 |
| 3 指定期間 | 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで |

議案第167号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　片　　信

- 1 公の施設の名称　　大津市ふれあいプラザ
- 2 指定管理者　　大津市浜大津四丁目1番1号
　　　　　　　　社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定期間　　平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

1 公の施設の名称 志賀聖苑及び大津聖苑

2 指定管理者 五輪・日本管財グループ

構成団体 富山市奥田新町12番3号 株式会社五輪

西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社

3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

- 1 公の施設の名称 大津市立葛川森林キャンプ村
- 2 指定管理者 大津市瀬田神領町40番地の1
滋賀南部森林組合
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

- 1 公の施設の名称 比良とぴあ
- 2 指定管理者 大津市におの浜三丁目2番25号
株式会社アヤハレークサイドホテル
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

- 1 公の施設の名称 大津祭曳山展示館
- 2 指定管理者 大津市中央一丁目2番27号
特定非営利活動法人大津祭曳山連盟
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第172号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長 目片信

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 旧竹林院 |
| 2 指定管理者 | 大津市坂本六丁目1番13号
坂本観光協会
会長 上延 安正 |
| 3 指定期間 | 平成24年4月1日から平成25年6月30日まで |

議案第173号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

大津市長　　目　片　　信

- 1 公の施設の名称　　公人屋敷（旧岡本邸）
- 2 指定管理者　　大津市坂本六丁目1番13号
　　　　　　　　坂本観光協会
　　　　　　　　会長　上延 安正
- 3 指定期間　　平成24年4月1日から平成29年3月31日まで